

長野県PPP/PFI導入指針の概要

(平成29年3月改定)

【優先的検討規程策定に係る国の動き】

○経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)

⇒人口20万人以上の地方公共団体等において民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業について、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築する

○多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針

(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)

<策定の手引より>

①明確に定めた対象事業について優先的検討を行うこと

②客観的な基準によりPPP/PFI手法導入の適否を評価すること

③評価の結果、PPP/PFI手法導入に適しないとした場合、その評価内容を公表すること

○多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針について(要請)

(平成27年12月17日内閣府、総務省通知)

⇒指針を踏まえ、平成28年度中のできる限り早い時期に優先的検討規程を定める

PPP/PFI手法導入の基本姿勢(第1章の2(1)ア関係)

多様なPPP/PFI手法の導入可能性を優先的に検討するよう促す仕組みを構築

PPP/PFI手法導入の優先的検討(第1章の3関係)

1 優先的検討の開始時期

- ①新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合
- ②公共施設等の運営等の見直しを行う場合

2 優先的検討の対象事業

次の①及び②に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- ① 次のいずれかに該当する事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- ② 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業
(建設、製造又は改修に係る費用に限る。(用地取得費を除く。))
 - イ 単年度の運営費が1億円以上の公共施設整備事業
(運営等のみを行うものに限る。)

3 検討結果の公表

別紙の検討プロセス④、⑤の結果、導入不採用となった事業については、必要な事項(不採用の理由、導入可能性検討調書等)について、適切な時期にインターネット上で公表するものとする。

＜優先的検討プロセス＞

